

令和2年 第2回臨時会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 2年4月28日 開会

令和 2年4月28日 閉会

大 樹 町 議 会

# 令和2年第2回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年4月28日（火曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第32号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第33号 財産の取得について
- 第 7 議案第34号 財産の取得について
- 第 8 議案第35号 財産の取得について
- 第 9 議案第36号 財産の取得について

## ○出席議員（12名）

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一  | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘  |
| 4番 西 山 弘 志  | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二  |
| 7番 松 本 敏 光  | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範    |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹  | 12番 安 田 清 之 |

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 町 長                        | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長                      | 黒 川 豊   |
| 総 務 課 長                    | 鈴 木 敏 明 |
| 総 務 課 参 事                  | 杉 山 佳 行 |
| 企画商工課参事                    | 大 塚 幹 浩 |
| 住 民 課 長                    | 林 英 也   |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |         |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 井 上 博 樹 |
| 保健福祉課参事                    | 瀬 尾 さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 佐 藤 弘 康 |
| 町 営 牧 場 参 事                | 梅 津 雄 二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 水 津 孝 一 |

会計管理者兼出納課長	小 森 力
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	楠 本 正 樹
社会教育課長兼図書館長	清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	松 木 義 行
主 事	八重柏 慧 峻

開会 午前10時00分

### ◎開会の宣告

#### ○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎日程第1 会議録署名議員指名

#### ○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

11番 齊藤 徹 君

1番 寺嶋 誠一 君

2番 辻本 正雄 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 議会運営委員会報告

#### ○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、菅敏範君。

#### ○菅議会運営委員長

本日、4月28日午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告いたします。

本臨時会への提出案件は、補正予算1件、財産の取得4件であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は、本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

#### ○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
これにご異議はありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。  
酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和2年4月14日開会の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の大樹高校の入学者であります。今年度は他町村からの入学者数が昨年度と比較して10人から19人と大幅に増えた一方、地元大樹中学校からの入学者数が28人から16人へと減となったため、前年対比3人減の35人となりました。来年度は、2クラスを確保できるよう、魅力ある高校づくりに対し、引き続き支援をしまいにたいと考えております。

2番目の委員の委嘱についてであります。町営住宅運営委員会委員につきまして、記載のとおり、ご委嘱を申し上げます。

3番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により工事請負契約を8件、業務委託契約を9件、物品購入契約を3件、条件付き一般競争入札により財産処分売払いを1件、それぞれ記載のとおり締結をしております。

4番目のその他、来町者及び会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。  
質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

### ◎日程第5 議案第32号

#### ○議長

日程第5 議案第32号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第32号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ5億6,160万2,000円の追加であります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長

鈴木総務課長。

#### ○鈴木総務課長

議案第32号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億6,160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億9,535万1,000円とするものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

総務費、企画費、特別定額給付金給付事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで5億6,160万2,000円の増。財源は、全額、国道支出金で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金の給付事業実施に伴う予算の計上でございます。報酬から使用料及び賃借料までは、本給付金に係る事務費で870万2,000円、負担金、補助及び交付金につきましては、給付金の計上で5億5,290万円でございます。

この給付金につきましては、全国全ての人々に可能な限り迅速かつ的確に給付する趣旨として、国の補正予算の成立時期にかかわらず、市町村の補正予算早期成立に向けた手続を進めることの通知を受け、補正をお願いするものでございます。

計上額の内容につきましては、直近の住民基本台帳に基づきまして人口及び世帯数により積算している役務費、負担金、補助及び交付金などのほか、現段階で事業執行に必要と見込まれる需用費、使用料及び賃借料などを計上してございます。

以上、合計で補正額5億6,160万2,000円の増。特定財源は国道支出金で、同額でございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の総括を説明させていただきます。

最初に、歳出を説明させていただきます。2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額70億3,374万9,000円。補正額、2款総務費で5億6,160万2,000円の増。補正後の歳出合計75億9,535万1,000円。

引き続きまして、歳入をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額70億3,374万9,000円。補正額、15款国庫支出金で5億6,160万2,000円の増。補正後の歳入合計75億9,535万1,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本予算案の歳出は、2款総務費のみですので、歳入歳出に関する質疑は一括して行い、質疑の回数も会議規則第54条の規定を適用し、1人3回までとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

#### ○西田輝樹議員

何点かあります。

1点は、10万円といいますか、支給の各町民のお手元に行く事務処理のことをお聞きしたいと思います。いつごろ配布になるのかが、まず1点目でございます。

それから、この項目とは違うのですが、我が家も含めてそうですけれども、マスクですとか消毒液ですとか、それぞれ個人も公のところも、非常に入手しづらいというふうなことで、今回コロナに関して補正なんかの項目に上がっていないのですけれども、そういうことの必要性はいかなのかなというふうに思っておりますので、そこら辺の考え方を、2点目でございます。

それから3点目、道内の各自治体につきましても、いろいろな国の自主規制休業とか何とかな対するものでも、それぞれ支援の上乗せなんか、この新聞によりますと53町村考えているということなのですから、大樹町は、そのような自主規制休業やそのほか支援についての第二弾なんかを考えているのか、業者対応のことをお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、税ですとか使用料、新聞によりますと、他の町村はそういうふうなこ

とへの対応も準備されているようですけれども、大樹町については、そのようなコロナについての使用料ですとか税の減額なり納税猶予なり何なり、そのようなことは今の時点でどのような進捗になっているのか、教えていただきたいと思います。

直接的なこの項目での質問でないこともありますので、議長において、後半言ったような質問がだめならだめで、あと、この場しか、私発言する場所がないものですから、議長の賢明なご判断のもと、それに従いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

今、西田議員からご質問の1点目の支給の時期については後ほど、総務課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

町民の皆様もマスクでありますとか洗浄する薬品等の入手については、非常に苦慮されているのかなというふうに思っているところです。私どもも備蓄の部分を含めて、例えば病院でありますとか特別養護老人ホーム、認定こども園等で職員に対してマスク等を配布しているところでもあります。ただ、町民の皆様にお配りするだけの在庫がないということもあまして、今のところ、マスク等を、または手洗い用の洗浄の関係についても、配布については進めていない状況がありますが、今後さらにコロナ対策、感染防止対策が長期化することが想定される段階において、入手できる機会があれば入手して、町民の皆様にもお配りをさせていただくということは検討しているところでもあります。

また、前回の臨時会において、コロナ対策として3つの事業の予算をお認めいただいて、クーポン券については配布をさせていただいたところでもあります。

今回、国の給付事業が行われるということで、国の補正予算がまだ成立しておりませんが、いち早く予算を計上させていただき、手続きに入っていこうかなというふうにも思っておりますし、この後、どういう部分での私どもの町の支援ができるかということも、昨日も商工会の役員とも会合を持ち情報の収集にあたっているところでもあります。今後も引き続き必要な対応については、都度、補正予算等を計上させていただきながら、対応していきたいというふうには考えております。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

1点目の10万円の支給の事務処理のスケジュールでございますけれども、本議会で補正予算のほうをお認めいただいた後、5月11日に申請書を発送する準備をしております。11日に発送した後、14日から受け付けの開始となるかと思っております。その後、今システムのほうの手配もしておりますけれども、お客様からいただいた申請情報を入力して支払いの手続に入るわけですけれども、最初の第1回目の支払日につきましては、5月19日火曜日为目标予定として準備を進めたいと考えております。



それから、申請につきましては、郵送の受付開始後から3カ月以内という申請の期限ということは国のほうで定められておりますので、5月14日を受付開始と大樹町では定めまして、申請期限は8月13日までの予定となっております。以上でございます。

**○議長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

そうしたら、本来のほうのあれでお聞きしたいことがあります。

テレビとかなんか見ると、名前と口座番号を書くぐらいで、そんなに難しくないのではないかなど、本物を見ていませんからよくわかりませんが、テレビだけの画面なので、きつと郵送で、通常、高齢者の方やいろいろ、そのほかの方に郵送で返していくと思うのですが、大樹町は高齢者の方が多かったり、独居老人の方が多かったり、一部お名前とか何かちょっと不自由な方もおいでのことは承知していますので、ぜひ民生委員なり町民の方の助力もいただいて、間違いなく回収がスムーズにいくような、そういうふうな手当ても考えていただきたいなというふうに思っています。口座番号なんかは多分ちゃんと書けるのかなとは思いますが、なかなかそういうことも容易でない方も想定されますので、さらに事務的なことばかりでなくて、いろいろ、先ほどお話ししたような民生委員のお力添えなり、区長やいろいろな町内会の方のご支援のもと、間違いなく役場のほうに申請書が上がっていくような、やさしい町民対策のことを期待したいと思うのですが、そのような対応というか準備なんかは、いかがお考えなのでしょうか。

**○議長**

酒森町長。

**○酒森町長**

補正予算を提出させていただくというのを第一義に考えているところで、申請の手続、またはお金を給付させていただく手続も、時期も説明したところですが、まだ具体的にどういう形でやっていこうかというところは、まだまだこれからでありますので、議員が今ご質疑の中で提案をいただいた内容等についても、検討させていただいた上で、町民の皆様が申請しやすいような、そういう取り組みについては、適宜進めていきたいと思っております。

**○議長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

ありがとうございます。

町長はいつもスピード感を持ってという言葉で行政執行されておりますので、申請のこともそうですけれども、先ほどお話ししましたような、予算の限界がありますので支援の上乗せがどのようなものなのかはあれですけれども、そういうふうな大変困っておいでの方が、事業者の方も、それから事業者でない日々休養生活の人も、大変困っておりますので、ぜひスピード感を持って事務の執行をお願いして、この質問を終わりたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

重ねてということになります。今回の給付事業も給付金の性格からいって、早く住民の皆様にお届けするというのが私どもの努めかなというふうに思っております。これに限らず、他の対策等についても、状況をよく分析、検討しながら、進めていければなというふうには考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

10万円ということで、今、国のもとやっていると思います。先ほど町長のほうからも大樹町の現状というのですか、いろいろ聞き取りしてやっていますよということでしたけれども、その中で、大樹の現状を把握しなければならないのかなと。そのためにも、町長は、今、情報収集をやっていますよということなのですけれども、大樹町民はいろいろな職業があります。そういった中で、農林、漁業、商工と。このことが住民全体の今の状況の判断ということをしなければならないと思います。そのためには、きめ細かい調査というのですか、そのことが必要でないのかなと思います。そういった部分で、職員の方々は大変今忙しい時期ですけれども、そのことが、これからいろいろな対策とか、そういう部分の問題点だとか改善点というものもその中から浮き出てくるのかなと思います。

そういった中で、国に対する要望とかというのも末端の我々の町から発信していかなければならないのかなと。きめ細かい部分はやっぱり地方の行政が担うところなのかなと、そんなふうに思っています。そういった中で、国の要望も含めて、ここでいろいろ調査、現状というのを把握することによって、そのことも見えてくるのかなと思っています。そういった部分で、町長、意見をちょっと聞きたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、同僚議員の質疑の中でも答弁させていただきましたが、昨日、商工会と2回目になりますか、情報交換の場とこれからの対応についての検討の場を設けたところです。

その中で、例えば商工会であれば、サービス部会、工業部会、商業部会、それぞれの部会で会員の名簿がありまして、その中で前年との対比を月単位でしている資料があります。ただ、全ての会員の方の比較が完全に整っている段階ではありませんが、ただ、特にサービス事業部会については、2月、3月を対比しただけでも、それなりのコロナの影響が垣間見えるという状況にあります。今後も、商工会に限らず、農協でありますとか、漁協、森林組合も含めてですが、経済団体を通じて、まずは情報収集をしていきたいなというふうには思っ

ているところでもあります。

また、サービス部会については、先ほど前段の議会でもお認めいただいたクーポン券の配布事業がもう既に行われており、商工会、または、昨日の商工会の役員の方からも発言がありましたし、私もクーポン券を使って食事に行きましたが、そこのお店の方からも非常にお客さんが動いてきてくれているという発言もいただきましたので、4月、5月、またはクーポン券の動向も含めて注視をしていかなければならないかなというふうに思っております。

今後も、まずは町民の皆様の現状を捉えて、どういう対策が打てるかというところは、情報収集の先にそういう対策があるというふうに思いますので、丁寧な情報収集については、これからも進めていきたいというふうに思っております。

#### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

#### ○吉岡信弘議員

矛盾する質問の仕方になるかもしれませんが、支給日につきまして5月19日を予定しているということでございますけれども、聞きますと、5月1日に支給できるように、もう準備しているところもあるということも聞いております。そんな中で、職員の皆さんに頑張ってもらわなければならないけれども、時間外手当もみておられるということで、職員の体調も心配される場所もございます。職員の体調を鑑みながら、なるべく早く支給していただくことに、越したことはないと思いますので、そこら辺まず1つ。

もう1つ、先ほど独居老人等、なかなか申請書をご自分で書くことができない方もおられるようなことでもございました。こういう関係につきましては、報道でもありますけれども、詐欺の発生が既に始まっているということでもございますので、警察等々、打ち合わせ等も行われていると思われましても、その辺の対策をお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○議 長

黒川副町長。

#### ○黒川副町長

5月19日の支給予定と、国の指導といいますか、国からの要請では、5月中の支給を目指してくれということで、私どもも最短できるようにというふうに考えてはいるのですが、5月1日に支給するような、もう既に昨日には案内状を送付している町もあるというのは、私どももちょっと驚いたところでもございますけれども、なるべく早くやるということで、段取りよく今進めているところではございます。5月19日の支給予定を目指しているということで、システムの開発等々もありまして、この日程になるということでもございます。

独居老人など書けない人、あるいは詐欺に対する警戒というのは、まずは送って、その間に私どもの対策本部というのがございますので、そちらのほうで関係各課、民生部門ですとか保健福祉部門と連携をとりながら、書けそうもない人のフォローの仕方というところの検討をしていきたいなと考えているところでございます。また、詐欺の関係につきましては、

注意喚起ということになるかと思えますし、実際そういう事例があるようでしたら、警察とも連携をしながら対策をとっていくということになるかと思えます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

外国人の技能実習生にも支給されるというふうに、ちょっと報道で見たのですけれども、報道で見て、出る条件というのは一体どうなっているのかということと、これは高齢者のこととも関係するのですが、なかなか個人で手続といたら難しいかなど。事業所なんかを通じてやるのでしょうか、その手続の方法についてお伺いいたします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

給付対象者につきましては、基準日というのがございまして、4月27日現在で市町村の住民基本台帳に記録されている者ということで、その住民基本台帳の中に、外国人も含まれておりますので、ご質問にあった外国人のほうにもご案内させていただくような形になっております。ただ、外国人のうち、短期滞在者とか不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象とはなってございません。

言葉の関係については、多くの外国人の方はお勤め先がございまして、事業所のほうの協力を得て、申請のほうを漏れないようにしていただくように進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第32号令和2年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号から日程第9 議案第36号

○議 長

日程第6 議案第33号から日程第9 議案第36号まで、以上4件の財産の取得についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題となりました議案第33号から36号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

最初に、議案第33号についてであります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、公用車両・大型バス。

数量は、1台。

取得金額は、4,455万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町鏡町1番地42。有限会社三浦自動車工業、代表取締役、三浦祥嗣であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和3年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

続いて、議案第34号であります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、ミキサーフィーダー。

数量は、1台。

取得金額は、935万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町振別37番地9。株式会社キセキ北海道大樹営業所、所長、石崎欽裕であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和3年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

次に、議案第35号であります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、除雪グレーダ。

数量は、付属品など1台分一式。

取得金額は、6,402万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町鏡町1番地42。有限会社三浦自動車工業、代表取締役、三浦祥嗣であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和3年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

続いて、議案第36号であります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、立体型炊飯器。

数量は、6台ほか一式。

取得金額は、1,210万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市大通南18丁目11番地。タニコー株式会社帯広営業所、所長、近藤博宣であります。

参考といたしまして、納入期限は、令和3年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、いずれの議案も、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第33号から36号まで、以上4件について一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

この4件につきまして、納入期限が年度末の3月31日に全てなっています。新年度予算に計上してある分なのですが、例えば炊飯器6台ですけれども、本当はどの辺が、目指しているというか、どの辺になるのか。まさか、3月の後半に納入ということはないと思うのですが、できれば予算の議論になった、早く使えるのであれば早めに納入ということがあるので、例えば除雪とかのやつも今年度新しいもので対応できればいいということがありますので、その辺の目途がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思っております。

#### ○議長

鈴木総務課長。

#### ○鈴木総務課長

それぞれ、今、ご指摘のように年度内3月31日いっぱいということとっておりますが、これにつきましては、大型バスとかグレーダなど、半年から8カ月、9カ月ぐらいで納入す

るというような情報は得ております。炊飯器のほうにつきましても、学校の休業期間中に工事しないといけないということもありますので、早めの納入を目指しておりますけれども、今この情勢の中で部品の調達がこちらの思うように入るとか入らないとかというお話もありますので、それらの余裕をみまして、年度内いっぱいという工期にはさせていただいておりますけれども、これからお認めいただいて契約する業者については、こちらで思うようにグレーダであれば、これから冬に向けて使えるような方向であるとか、バスについても早期に納入いただいて皆さんにご利用いただけるような環境を整えていきたいなということで要請はしていきたいなと考えているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

グレーダとかの装備の関係は若干わかるのですけれども、例えば炊飯器なんかは、販売するほうですから、その物は常にあると思ったのですよ。買うと決まったら、欲しいとなったらあると。だから、学校が休みのときとなれば、例えば時間がかかるのであれば、夏休みぐらいなのですけれども、今、不幸にして学校が休みですから、例えばすぐ物があるのであれば、休校している間に設置とかということもできるのかなと思ったのですが、その辺の対応は、この物をつくっている会社に6個欲しいといったら6個これからつくりますという話で、もう既にあるのでないかと思ったから、はいわかりましたよと、すぐ購入できるのではないかという個人的にはニュアンスがあったので、その辺はだめなのですか。

○議 長

楠本学校給食センター所長。

○楠本学校給食センター所長

こちらの立体炊飯器の導入の時期でございますけれども、具体的な日程調整につきましては、業者とこれから打ち合わせになります、一応目標といたしましては、先ほど総務課長からもお話ありましたとおり、夏休みですとか冬休みですとか、そういう長期的な休みの間を目指しているところでございます。

こちらの立体型炊飯器の備品の中身でございますが、実際の炊飯器自体6台ございますが、それ以外に炊飯システムが工程の1つとしてあるのですが、炊飯するシステムの工程は、洗米をしてから、それを配米、配水、水に浸す作業、そして実際に炊飯する作業、そしてほぐす作業というのがございますが、これを機械によって自動的にほぐすという流れになっておりますが、その工程の中で炊飯に係る部分についての工事でございます。それについては、実際の釜6台以外に一次電気工事ですとか、二次電気工事ですとか、それに伴う釜を運ぶコンベアの工事ですとか、そういうものが伴いますので、単に釜を買うという以外の作業が伴っている購入ということでご理解いただければと思います。

○議 長

菅敏範君。

### ○菅敏範議員

町長が言っているのは、僕はスピード感がないと思っているのですよ。3月の議会の際に、もう見積りとして、大体金額が出ていたわけですよ。6個入れたいということで、僕も質問しているのですよ。そうすると、ほぼ予算が決まったら買いますよという、見積りとしたところから買うというか、そういうような状況ではないのかと思うのですよ。そうすると、相手が、これからではなくて、来たらいつでもいいですよという体制ぐらいあって、いいものだったら早く使って、おいしい給食をと、スピード感を持って。何の工事がこうではなくて、たまたま工事の期間があって、どうしても1日も早くしたいのだけれども、夏休みまでできませんというのならわかるのですよ。でも、相手も業者ですから、大樹だけでなく、全国的にとか全道にいろいろな炊飯器を販売しているわけですから、そんな全然、初めてでよくわかりませんではなくて、もうそういう専門家がいるはずなのですよ。だから、できれば早くするというのを議長が先ほども言った、早くスピード感を持ってやるのが一番いいのではないかと。だから、3月31日だけれども、どこか早くやって、せつかく悪いものを変えておいしいご飯をつくるのだから、1日も早くというか、それでだめなのかと。いったら、ぐずぐず言われても、それはちょっと困るのですよ。そういう気持ちでやってもらわないと。そうするべきだと思いますので、よろしく、そこは考えてください。

### ○議 長

酒森町長。

### ○酒森町長

今回、財産の取得で議案を提出させていただいている立体型炊飯器であります。指名競争入札を4月22日に行いましたが、町外の3つの業者を指名させていただいて、指名競争入札をさせていただきました。この議決をいただいたということで、この後、本契約に入っていく。具体の作業についても、この後、日程を詰めていくという作業になります。

先ほど給食センター所長のほうからも説明をさせていただきましたが、本体以外に給食センター内に設備工事が必要な物品でありますので、早急にやるということはもちろんであります。やはり学校やっている段階で給食をとめるわけにもいきませんので、一番早い夏季休業、夏休みの間にやれるべく、これから給食センターのほうで作業を進めていくというふうに思っております。

ただ、ちょっと懸念されるのがコロナウイルスの関係で、夏休みの期間がどうなるかというところがちょっと見通せない状況にはありますが、いずれにしても、議員がご質疑の中でご発言があったとおり、早い段階で更新を済ませ、新たな機材をもって給食を提供していければなというふうに教育委員会も考えていると思います。

### ○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。



○齊藤徹議員

今回、財産取得ということになるのですけれども、購入にあたって、例えばバスとかグレーダについては、車検等があるので十分保守点検等はできるのですけれども、例えば牧場のミキサーとか炊飯釜も、結構細かい部品とか消耗品とかありますので、今年度はかからないとしても、来年度以降、保守点検とか、そういう消耗品等も定期的に見られるような予算化がある程度は業者と検討していただきたいのですけれども。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

車検のない作業機でございますので、今あるミキサーフィーダーも、やはり大きな修繕が必要になってくるというのは、修繕できなくなったというような部分もございますので、メーカーによる保守点検の検討をしていきたいなと思っております。そのほうが長期的に見て安くなるということもあろうかと思っておりますので、考えたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もう1点お願いしたいのは、例えば炊飯器もミキサーフィーダーもそうですけれども、一応耐用年数が、例えばミキサーでいえば、7年で耐用年数が来ているのですよね。今、副町長から説明がありましたように、今回は壊れて今シーズンは一農家から借り上げて使っている状況なので、例えば、これを計画的に5年先、6年先には更新していくような、きちんとした計画を持って、予備で持つとか、そういう方法もありますので、この辺もしっかりとお願いしたいのですけれども。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

今回のミキサーフィーダーにつきましては、本当に長い、21年使っていたということで、やはりどこかの時点で更新をするべきだったのではないかという反省も踏まえまして、耐用年数が満了するあたりで更新できるような、あるいは予備を持つようなことも考えていきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

重複しますけれども、取得に関して、みんな3月31日ということになっています。今言った、例えばグレーダだとかミキサーは、ほぼ半分以上終わった時点での最終的な日付だと思いますけれども、基本的には、使うときの事前に更新ということであれば、例えばミキサー

にしてみたら多分11月、10月になったらもう稼働するのかなど。今、フィーダーもちょっと使用年数を聞いたら20年使っていると。であれば、これは修理で対応できるような状況ではないのかなど、もう全体がごぼっと壊れて、その以降どうしたらいいかという状況だと思います。

何が言いたいかという、炊飯器なら、今、るる説明した中で、対応はいいと思いますけれども、それと同じように、例えばグレーダだとかミキサーの更新ということであれば、もうちょっと現状に即したような導入の仕方をお願いしたいなど、そんなふうに思います。

**○議 長**

お願いでいいのですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、日程第6 議案第33号財産の取得についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

これより、日程第7 議案第34号財産の取得についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

これより、日程第8 議案第35号財産の取得についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第35号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

これより、日程第9 議案第36号財産の取得についての件の討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第36号財産の取得についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議 長

これで、本日の日程は全て終了したので、会議を閉じます。

令和2年第2回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分